

四国道路啓開等協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、「四国道路啓開等協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、南海トラフ地震などの大規模災害における道路啓開について関係機関の連携・協力により強力かつ着実に推進していくことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 四国内の道路啓開の優先順位や方策に関すること。
- (2) 四国内の道路啓開に関する情報共有及び情報提供に関すること。
- (3) 四国内の広域的な道路啓開の実施に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組 織)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各種関係団体等をもって組織する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省四国地方整備局道路部長を、副会長は国土交通省四国地方整備局総括防災調整官及び国土交通省四国地方整備局道路調査官をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 協議会の構成は、別表のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
- 5 協議会には、幹事会及び実務的な検討を行うための部会を設けることができる。

(事務局)

第5条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 協議会の事務局は国土交通省四国地方整備局道路部に置くものとする。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第7条 協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成27年2月10日から施行する。

平成27年4月1日 一部改正